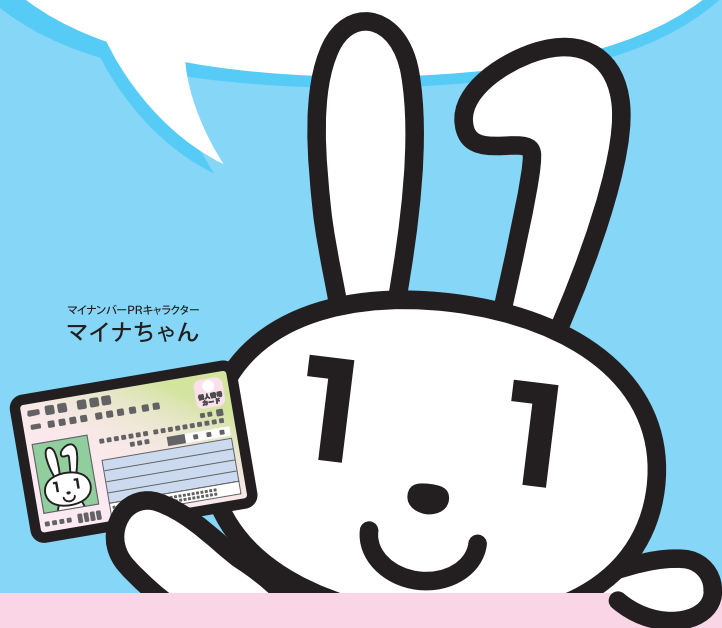


口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

JBA 一般社団法人
全国銀行協会

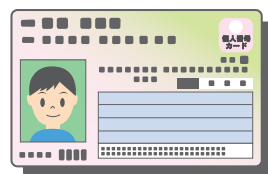
内閣府

金融庁
Financial Services Agency

個人のお客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

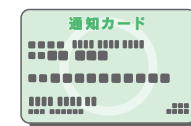
マイナンバーカード



もしくは

通知カード※1

住民票の写し
(マイナンバーあり)

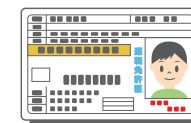


または



+

運転免許証などの本人確認書類※2

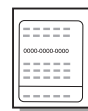


※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。
※2 顔写真付きのもの(運転免許証、在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票、年金手帳など)であれば2点。

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類※3

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



法人番号 指定通知書

または



+

登記事項証明書などの法人確認書類※4



※3 告知または各金融機関所定の告知書の提出をすれば、確認書類が不要となる場合があります。詳しくはお取引先の銀行にお問い合わせください。
※4 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

ご存じですか？
2020年5月25日以降
マイナンバーの通知方法
などが変わります。

これまでマイナンバーは、市区町村役場から「通知カード」により通知されてきましたが、法令の改正により、2020年5月25日以降は、「個人番号通知書」により通知されることとなりました。個人番号通知書は、通知カードのようにマイナンバーを届け出る際のマイナンバー証明書として利用することはできませんのでご注意ください。



